

土砂を発生させる方（発注者、請負者）へ

～大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例～

■ 許可を受けた残土処分場等に土砂を搬入する場合

- ①搬入する前に、2つの書類を残土処分事業者等に提示してください。
- ②そのため、計画的に「汚染のおそれがない土砂である。」ことを確認してください。

大阪府では、土砂埋立て等（埋立て・盛土・堆積（一時堆積を含む））の適正化を図り、災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的に、「大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例」（以下「条例」という。）を制定し、平成27年7月から施行しています。

この条例においては、条例の許可を受けた残土処分事業者やストックヤード事業者（残土処分事業者等）に対して、建設残土等を受け入れる前に、その土砂の「発生場所」と「汚染のおそれがないこと」の確認したうえで、それらが確認できる書類を府に提出することを求めています。

そのため、建設発生土等の土砂を発生させる方（発注者、元請負者含む）が、条例の許可を受けた残土処分場等に土砂を搬入する場合、事前に残土処分事業者等に対して、次の2つの書類を提示し、それら事業者の確認作業に協力するようにしてください。

- 1 「どこから発生した土砂か。」を示す書類
- 2 「汚染のおそれがない土砂である。」ことを示す書類

また、これらの書類を作成するためには、土壌調査（分析）や行政機関への問合せ等が必要となり、結果が判明するまで数週間の期間を要する場合があります。そのため、土砂を発生させる工事に着手する前に相当の余裕をもって、「汚染のおそれがない土砂である。」ことを確認する作業を開始してください。

【注意事項】

- これらの書類の作成に当たっては、発注者や元請負者は、書類作成のための情報提供など、積極的に取り組むようにしてください。決して運搬事業者に任せるようなことはしないでください。
- これらの書類の提示がないままに、条例の許可を受けた残土処分場等に土砂を搬入した場合、残土処分場等への全ての土砂の搬入が停止されることがあります。

1 「どこから発生した土砂か。」を示す書類

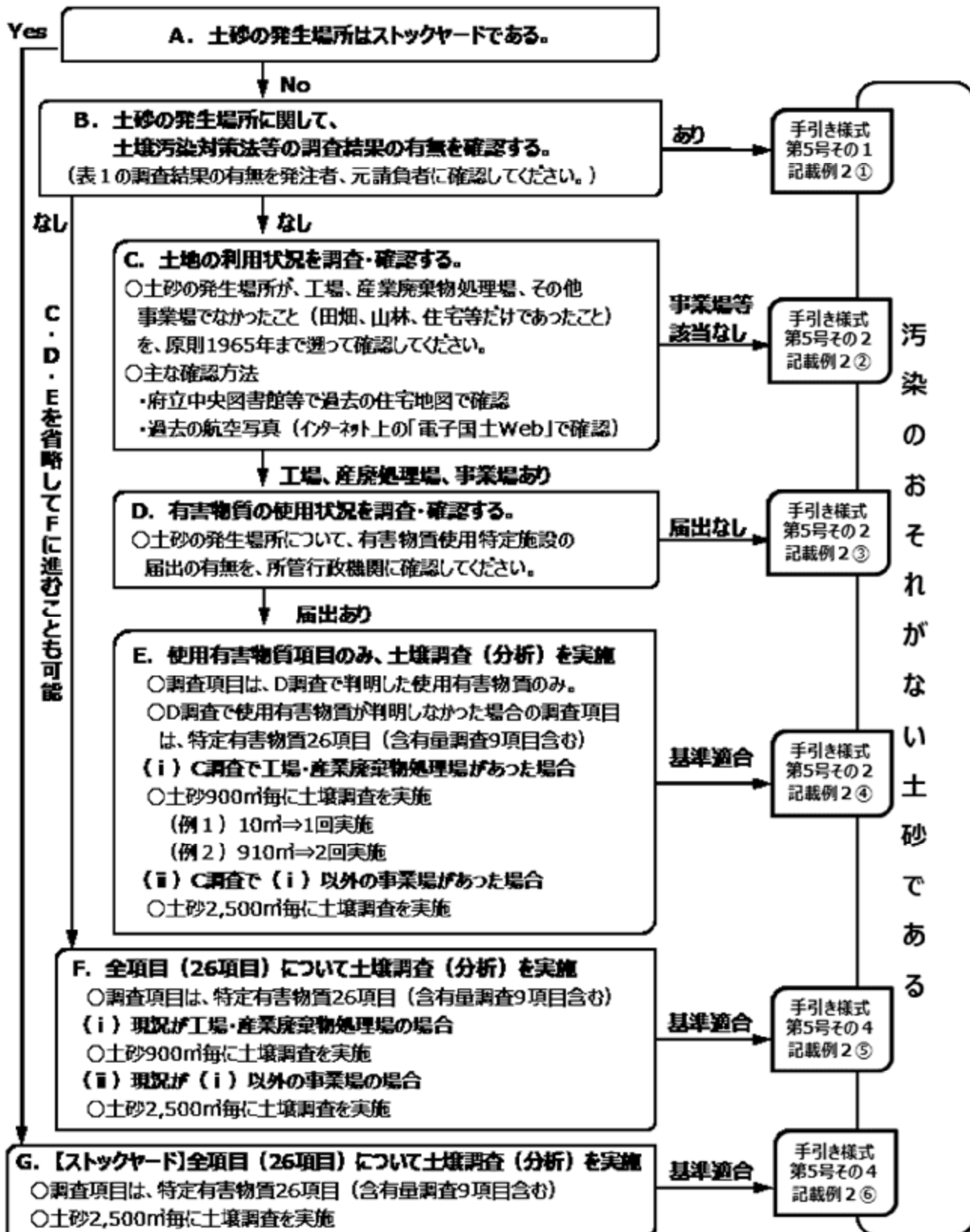
- (1) 建設工事等から発生した土砂の場合
 - 記載例1①を掲載（8頁）していますので、参照してください。
 - 発注者や元請負者と相談して、記載してください。
- (2) スtockヤード等から発生した土砂の場合
 - 記載例1②を掲載（9頁）していますので、参照してください。

2 「汚染のおそれがない土砂である。」ことを示す書類

「汚染のおそれがない土砂である。」ことを示す書類の作成方法については、土砂の発生場所や土砂を発生させる方（発注者、請負者）の意向等により、いくつかの方法があります。

次の「『汚染のおそれがない土砂である。』ことの確認方法決定フロー」を参照して、どの方法で行うべきか決定してください。

「汚染のおそれがない土砂である」ことの確認方法決定フロー



【注】土壌調査の結果、汚染が確認された場合(基準不適合の場合)には、土砂を搬入することはできません。土砂の発生場所の土地所有者等が関係機関に相談するなどの適切な対応をとれるよう促してください。

【確認方法決定フローの解説】

(1) 「A. 土砂の発生場所はストックヤードである。」

- 該当する場合は「Yes」となります。Gに進んでください。
- 該当しない場合は、「No」となります。Bに進んでください。

(2) 「B. 土砂の発生場所に関して、土壌汚染対策法等の調査結果の有無を確認する。」

- 表1に記載の調査結果の有無を発注者、元請負者に確認してください。ただし、所管行政庁が受理したものに限ります。
- 確認した結果、当該調査結果があれば、「汚染のおそれがない土砂である。」と見なすことができますので、その写しを入手してください。
- 提出書類については、記載例2①を掲載(10,11頁)していますので、参照してください

(3) 「C. 土地の利用状況を調査・確認する。」

- 土砂の発生場所について、1965年まで遡って、概ね5年毎に、土地の利用状況を確認し、工場や産業廃棄物処理場、その他の事業場(表2)がなかったことを確認してください。
- 履歴の確認方法は表3のとおりです。
- 工場や産業廃棄物処理場、その他の事業場がなかった場合(田畑、山林、住宅等だけであった場合)、「汚染のおそれがない土砂である。」と見なすことができます。
- 提出書類については、記載例2②を掲載(12,13頁)していますので、参照してください。

(4) 「D. 有害物質の使用状況を調査・確認する。」

- Cの調査で土砂の発生場所に工場や事業場があった場合、表4の土壌汚染対策法所管部局等に対して、当該工場や事業場に関して有害物質使用特定施設の届出の有無を確認してください。ただし、その確認には、工場や事業場の「事業所名」が判明していることが必要です。
- 届出がなかった場合、「汚染のおそれがない土砂である。」と見なすことができます。
- 提出書類については、記載例2③を掲載(14~16頁)していますので、参照してください。

(5) 「E. 使用有害物質項目のみ、土壌調査(分析)を実施。」

- 土壌調査の項目は、D調査で判明した使用有害物質のみとなります。ただし、使用有害物質が判明しなかった場合は、表5の特定有害物質26項目が調査対象となります。
- Cの調査で土砂の発生場所が工場又は産業廃棄物処理場であった場合、土砂900m³毎に土壌調査が必要となります。
- 逆に、工場又は産業廃棄物処分場以外の事業場であった場合、土砂2,500m³毎に土壌調査が必要となります。
- 土壌調査の方法は表6にまとめています。(詳しくは、環境計量証明事業者にご相談ください。)
- 土壌調査の結果が表5の基準に適合していた場合、「汚染のおそれがない土砂である。」と見なすことができます。
- 提出書類については、記載例2④を掲載(17~19頁)していますので、参照してください。

(6) 「F. 全項目(26項目)について土壌調査(分析)を実施」

- 土壌調査の項目は、表5の特定有害物質26項目が調査対象となります。
- 土砂の発生場所の現況が、工場又は産業廃棄物処理場である場合、土砂900m³毎に土壌調査が必要です。
- 土砂の発生場所の現況が、工場又は産業廃棄物処理場以外の事業場である場合、土砂2,500m³毎に土壌調査が必要となります。
- 土壌調査の方法は表7にまとめています。(詳しくは、環境計量証明事業者にご相談ください。)
- 土壌調査の結果が表5の基準に適合していた場合、「汚染のおそれがない土砂である。」と見なすことができます。
- 提出書類については、記載例2⑤を掲載(20頁)していますので、参照してください。

(7) 「G. 【ストックヤード】全項目(26項目)について土壌調査(分析)を実施」

- 土壌調査の項目は、表5の特定有害物質26項目が調査対象となります。
- 土砂2,500m³毎に土壌調査が必要となります。
- 土壌調査の方法は表8にまとめています。(詳しくは、環境計量証明事業者にご相談ください。)

○土壌調査の結果が表 5 の基準に適合していた場合、「汚染のおそれがない土砂である。」と見なすことができます。

○提出書類については、記載例 2⑥を掲載（21 頁）していますので、参照してください。

表 1 土壌汚染対策法・大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく調査結果

提出する調査結果等 (法：土壌汚染対策法、生環条例：大阪府生活環境の保全等に関する条例)
法第 4 条第 1 項に基づく「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」(法施行規則様式第 6 号)及びその添付書類(※1)であって、同条第 3 項による調査命令が発出されなかったことを確認した記録(※2)を付したもの
法第 4 条第 3 項の調査命令に対する「土壌汚染状況調査結果報告書」(法施行規則様式第 1 号)及びその添付書類(※1)で汚染のおそれがないことを確認できるもの
生環条例第 81 条の 5 第 1 項に基づく「土地の利用履歴等調査結果報告書」(生環条例施行規則様式第 23 号の 8)及びその添付書類(※1)で汚染のおそれのないことを確認できるもの
法第 3 条第 1 項、同条第 8 項又は第 5 条第 1 項に基づく「土壌汚染状況調査結果報告書」(法施行規則様式第 1 号)及びその添付書類(※1)で汚染のおそれがないことを確認できるもの
法第 14 条第 1 項に基づく「指定の申請書」(法施行規則様式第 11 号)及びその添付書類である法第 14 条第 3 項で土壌汚染状況調査とみなされる結果で汚染のおそれがないことを確認できるもの
生環条例第 81 条の 4 第 1 項に基づく「土壌汚染状況調査結果報告書」(生環条例施行規則様式第 23 号の 3)及びその添付書類(※1)で汚染のおそれがないことを確認できるもの
生環条例第 81 条の 4 第 5 項に基づく「土地の利用履歴等調査結果報告書」(生環条例施行規則様式第 23 号の 7 の 2)及びその添付書類(※1)で汚染のおそれのないことを確認できるもの
生環条例第 81 条の 4 第 6 項又は第 81 条の 6 第 2 項に基づく「土壌汚染状況調査結果報告書」(生環条例施行規則様式第 23 号の 7 の 3)及びその添付書類(※1)で汚染のおそれがないことを確認できるもの
生環条例第 81 条の 6 第 1 項に基づく「土地の利用履歴等調査結果報告書」(生環条例施行規則様式第 23 号の 9 の 2)及びその添付書類(※1)で汚染のおそれのないことを確認できるもの
生環条例第 81 条の 6 第 3 項に基づく「土壌汚染状況調査結果報告書(管理有害物質)」(生環条例施行規則様式第 23 号の 10)及びその添付書類(※1)で汚染のおそれがないことを確認できるもの
生環条例第 81 条の 21 の 3 に規定する自主調査の関係書類で汚染のおそれがないことを確認できるもの(「土壌汚染に係る報告等に関する大阪府の運用について」(平成 23 年 3 月、大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課)様式第 2 号及びその添付書類(※1))
法第 16 条第 1 項の規定に基づく「搬出しようとする土壌の基準適合認定申請書」(法施行規則様式第 15 号)及びその添付書類(※1)で汚染のおそれがないことを確認できるもの
生環条例第 81 条の 16 第 1 項に基づく「搬出しようとする土壌の基準適合認定申請書」(生環条例施行規則様式第 23 号の 13 の 13)及びその添付書類(※1)で汚染のおそれがないことを確認できるもの
他府県の土壌汚染対策に係る条例等に基づく調査結果など汚染のおそれのないことを確認ができる書類等(大阪府と別途協議すること)

(※1) 全ての添付書類の提出を求めるものではありません。調査結果など汚染のおそれがないことを確認できる書類のみ提出してください。

(※2) 変更届出書及びそれに対する所管行政庁からの「法4条3項による調査命令を発出しない。」ことを記載した書面がある場合はその書面。もしくは、「法4条3項による調査命令を発出しない。」ことを所管行政庁にヒアリングした結果を記録した書面(ヒアリングの日時、ヒアリング対象者(所属、役職、氏名)、対象者の連絡先、ヒアリング担当者の氏名・職・連絡先も記載のこと。)

(注) 土壌汚染対策法等の手続きの詳細については、「土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌汚染に係る調査・対策の手引き」(平成31年4月、大阪府環境農林水産部環境管理室)を参照してください。

表2 工場、産業廃棄物処理場、それら以外の事業場の判断基準

分類	判断基準
工場	<p>○工場とは、継続的な物の製造又は加工を直接の事業目的とし、そこで作られた製品を主として卸売りする事業所（反復継続して行われる事業活動に供される場所をいう。）</p> <p>○具体的には、次のものは「工場」とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「日本標準産業分類」の大分類E「製造業」 ・大分類F（電気・ガス・熱供給・水道業）のうち、火力発電所、ガス製造工場 ・大分類R（サービス業）のうち、中分類89（自動車整備業）及び中分類90（機械等修理業） ・工場の敷地内に所在する寮及び組織的に工場に付属している研究所 <p>○次のものは「工場」としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織的に工場から独立している研究所 ・加工食品小売業のように加工食品を製造して、その場所で小売する事業場
産業廃棄物処理場	<p>○次のいずれかに該当すれば「産業廃棄物処理場」とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の積替保管を行っている事業場 ・産業廃棄物の処分（焼却、破碎等）を行っている事業場
工場及び産業廃棄物処理場以外の事業場	<p>○具体的には次のようなものを「工場及び産業廃棄物処理場以外の事業場」とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一次産業 ・クリーニング業、リネンサプライ業 ・市町村等の清掃工場、下水の終末処理場、し尿処理場、雨水ポンプ場、熱供給業者、浄水場 ・給食センター ・倉庫 ・ガソリンスタンド ・市役所庁舎、会社の本社・支社ビル、学校、病院、デパート、スーパーマーケット等

(注)「逐条解説大気汚染防止法」(昭和59年 大気汚染防止法令研究会)を一部準用して作成

表3 「C. 土地の利用状況を調査・確認する。」の土地利用履歴確認方法

情報	概要
1.現況地図・写真	○撮影日、撮影位置がわかる資料としてください。
2.過去の国土地理院の地図、過去の住宅地図	○概ね5年毎に調べてください。 ○大阪府内の住宅地図は概ね昭和30年代以降のものが大阪府立中央図書館・中之島図書館にて閲覧・入手できます。
3.過去の航空写真	○概ね5年毎に調べてください。 ○概ね昭和20年代以降のものが国土地理院又は国土交通省のホームページから閲覧・入手できます。 ○「電子国土Web」で検索するか、次のURLから閲覧してください。 http://maps.gsi.go.jp/#5/35.362222/138.731389
4.ヒアリング調査	○土砂の発生場所の周辺居住者や関係者（土砂の発生場所が事業場の場合、過去の従事者など）にヒアリングすることも有効です。その場合、手引き様式第5号その3（記載例2⑦）を活用してください。
5.土地の登記簿謄本、建物登記簿謄本	○1～4までで、土地の利用状況等の履歴や工場や事業場等の名称等が把握できない場合に必要に応じて調査を実施してください。 ○当該土地の管轄の法務局で入手可能です。
6.その他	○上記の資料のほか、土地の利用状況等の履歴を調査するにあたり、必要と考えられる資料を適宜調べてください。

表4 「D. 有害物質の使用状況を調査する。」の土壤汚染対策法所管部局等

<p>各市町村の土壤汚染対策法所管部局及び問い合わせFAX様式</p> <p>問合せ先は次のURLを参照してください。</p> <p>「有害物質使用特定施設等の届出確認申請」</p> <p>http://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/jiban/tokuteisetsu.html</p>
--

表 5 特定有害物質及び基準値

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

分類	項目	含有量基準 (指定基準) (mg/kg)	溶出量基準 (指定基準) (mg/L)
特定有害物質	(第一種特定有害物質) 揮発性有機化合物	クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	0.002 以下
		四塩化炭素 (※)	0.002 以下
		1,2-ジクロロエタン	0.004 以下
		1,1-ジクロロエチレン (※) (塩化ビニリデン)	0.1 以下
		1,2-ジクロロエチレン (※)	0.04 以下
		1,3-ジクロロプロペン (D-D)	0.002 以下
		ジクロロメタン (塩化メチレン)	0.02 以下
		テトラクロロエチレン (※) (パークロロエチレン)	0.01 以下
		1,1,1-トリクロロエタン (※)	1 以下
		1,1,2-トリクロロエタン (※)	0.006 以下
		トリクロロエチレン (※)	0.01 以下
		ベンゼン	0.01 以下
特定有害物質 (土壌汚染対策法)	(第二種特定有害物質) 重金属等	カドミウム及びその化合物	カドミウム 45 以下 カドミウム 0.003 以下
		六価クロム化合物	六価クロム 250 以下 六価クロム 0.05 以下
		シアン化合物	遊離シアン 50 以下 シアンが検出されないこと
		水銀およびその化合物 うちアルキル水銀	水銀 15 以下 検出されないこと
		セレン及びその化合物	セレン 150 以下 セレン 0.01 以下
		鉛及びその化合物	鉛 150 以下 鉛 0.01 以下
		砒素及びその化合物	砒素 150 以下 砒素 0.01 以下
		ふっ素及びその化合物	ふっ素 4000 以下 ふっ素 0.8 以下
		ほう素及びその化合物	ほう素 4000 以下 ほう素 1 以下
(特定有害物質) 農薬等 (第三種)	シマジン (CAT)	0.003 以下	
	チウラム	0.006 以下	
	チオベンカルブ (ベンチオカーブ)	0.02 以下	
	PCB (ポリ塩化ビフェニル)	検出されないこと	
	有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及び EPN に限る。)	検出されないこと	

(※) 下表の左欄に掲げる有害物質の使用履歴がある場合にあっては、その有害物質の区分に応じて下表右欄に掲げる物質を含めて検査して下さい。

四塩化炭素	ジクロロメタン
1,1-ジクロロエチレン	クロロエチレン
1,2-ジクロロエチレン	クロロエチレン
テトラクロロエチレン (パークロロエチレン)	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン
1,1,2-トリクロロエタン	クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン
トリクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン

(注) 土壌含有量基準：有害物質が含まれる汚染土壌を直接摂取することによるリスクに係る基準
 土壌溶出量基準：有害物質が含まれる汚染土壌からの有害物質の溶出に起因する汚染地下水等の
 摂取によるリスクに係る基準

mg/kg (土壌 1 キログラムあたりミリグラム) mg/L (検液 1 リットルあたりミリグラム)

表 6 「E. 使用有害物質項目のみ、土壌調査（分析）を実施。」の土壌調査方法

項目	内容
調査項目	<p>○D 調査で判明した使用有害物質の土壌溶出量調査を実施。（使用有害物質が判明しなかった場合は、表 5 の特定有害物質 25 項目について、土壌溶出量調査を実施。）</p> <p>○うち、重金属等（第二種特定有害物質）については、土壌含有量調査も実施。</p>
試料採取・調査頻度	<p>○C 調査の結果により、次の頻度で実施。</p> <p>（i）工場又は産業廃棄物処理場があった場合⇒土砂 900 m³毎に 1 回</p> <p>（ii）（i）以外の事業場があった場合⇒土砂 2,500 m³毎に 1 回</p> <p>○各々の土砂量未満でも 1 回の試料採取・調査が必要。</p> <p>（例）土砂発生場所に過去に工場があり有害物質の使用があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂発生量が 10 m³の場合⇒1 回 ・土砂発生量が 910 m³の場合⇒2 回
試料採取方法	<p>○5 か所の表層土砂を採取し、等量混合する。（試料採取方法の詳細は、H31 年 1 月 29 日環境省告示第 6 号による。）</p>
調査方法（測定方法）	<p>○土壌溶出量調査：土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（H15 年 3 月 6 日環境省告示第 18 号）</p> <p>○土壌含有量調査：土壌含有量調査に係る測定方法を定める件（H15 年 3 月 6 日環境省告示第 19 号）</p>
調査機関（測定機関）	<p>○環境計量証明事業者</p>

表 7 「F. 全項目（26 項目）について土壌調査（分析）を実施。」の土壌調査方法

項目	内容
調査項目	<p>○表 5 の特定有害物質 26 項目について、土壌溶出量調査を実施。</p> <p>○うち、重金属等（第二種特定有害物質）については、土壌含有量調査も実施。</p>
試料採取・調査頻度	<p>○土地の現況により、次の頻度で実施。</p> <p>（i）工場又は産業廃棄物処理場の場合⇒土砂 900 m³毎に 1 回</p> <p>（ii）（i）以外の事業場の場合⇒土砂 2,500 m³毎に 1 回</p> <p>○各々の土砂量未満でも 1 回の試料採取・調査が必要。（表 6 参照）</p>
試料採取方法	<p>○表 6 に同じ</p>
調査方法（測定方法）	
調査機関（測定機関）	

表 8 「G. 【ストックヤード】全項目（26 項目）について土壌調査（分析）を実施。」の土壌調査方法

項目	内容
調査項目	<p>○表 5 の特定有害物質 26 項目について、土壌溶出量調査を実施。</p> <p>○うち、重金属等（第二種特定有害物質）については、土壌含有量調査も実施。</p>
試料採取・調査頻度	<p>○土砂 2,500 m³毎に 1 回実施。</p> <p>○2,500 m³未満でも 1 回の試料採取・調査が必要。（表 6 参照）</p>
試料採取方法	<p>○表 6 に同じ</p>
調査方法（測定方法）	
調査機関（測定機関）	

土砂発生元証明書

年 月 日

許可を受けた者の氏名

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

〇〇(株) 代表取締役 〇〇太郎 様 様

発注者、元請負人、下請負人のいずれかの方について記載してください。

埋立て等事業者（残土処分手業者）を記載してください。

土砂を発生させた者

住 所 〇〇市〇〇町 1-1

氏 名 〇〇 建設(株) 現場事務所長 △□一郎

TEL 06-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(法人にあっては、その名称、代表者又は現場責任者の氏名

及び主たる事務所の所在地

電話番号

大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例第7条の許可を受けた埋立て等区域に搬出する土砂は、次の場所から発生したものであることを証明します。

工 事 等 の 名 称	〇〇市△△町△△マンション改築工事 (発注者と請負人との間で締結している工事請負契約書に記載の工事名称を記載してください。)
工 事 等 の 施 工 場 所	〇〇市△△町 20 番 16 (工事請負契約書に記載の、工事を行っている土地の地番を記載してください。)
工 事 等 の 発 注 者	△□不動産(株) 担当：開発部長 △□建夫 TEL 06-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (工事の発注者、担当者、連絡先を記載してください。)
工 事 等 の 施 工 期 間	〇年〇月〇日 ~ 〇年〇月〇日 (工事期間を記載してください。)
搬 出 す る 土 砂 の 量	〇〇〇〇m ³ (埋立て等事業者へ搬入する土砂の量（ほぐした量※）を記載してください。 ※地山の量しか把握できない場合は「〇〇〇m ³ （地山）」と記載してください。)
搬 出 す る 土 砂 の 区 分	第〇種 (国土交通省令（建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令）の土質区分基準に定める「第1種」～「第4種」を記載してください。)
搬 出 す る 土 砂 を 使 用 す る 埋 立 て 等 区 域 の 位 置	□□市〇〇町 201 番 他 6 筆 (埋立て等事業者が埋立て等を行っている土地の地番を記載してください。)

注 搬出する土砂の区分の欄には、該当する建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1の上欄に掲げる区分を記載すること。

土砂発生元証明書

年 月 日

許可を受けた者の氏名

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

〇〇(株) 代表取締役 〇〇太郎 様 様

埋立て等事業者（残土処分手業者）を記載してください。

発注者、元請負人、下請負人のいずれかの方について記載してください。

土砂を発生させた者

〇〇市 〇〇町 1-1

住 所 (株) 〇〇 土砂中継会社 管理部長 △〇一郎

氏 名 TEL 06-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(法人にあっては、その名称、代表者又は現場責任者の氏名及び主たる事務所の所在地)

電話番号

大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例第7条の許可を受けた埋立て等区域に搬出する土砂は、次の場所から発生したものであることを証明します。

工 事 等 の 名 称	ストックヤード
工 事 等 の 施 工 場 所	〇〇市△△町 20 番 16 (ストックヤードの土地の地番を記載してください。)
工 事 等 の 発 注 者	(株) 〇〇土砂中継会社 (ストックヤード事業者を記載してください。)
工 事 等 の 施 工 期 間	〇年〇月〇日 ~ 〇年〇月〇日 (土砂の搬入期間を記載してください。)
搬 出 す る 土 砂 の 量	〇〇〇〇m ³ (埋立て等事業者に搬入する土砂の量（ほぐした量）を記載してください。)
搬 出 す る 土 砂 の 区 分	第〇種 (国土交通省令（建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令）の土質区分基準に定める「第1種」～「第4種」を記載してください。)
搬 出 す る 土 砂 を 使 用 す る 埋 立 て 等 区 域 の 位 置	〇〇市 〇〇町 201 番 他 6 筆 (埋立て等事業者が埋立て等を行っている土地の地番を記載してください)

注 搬出する土砂の区分の欄には、該当する建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1の上欄に掲げる区分を記載すること。

搬入土砂の汚染のおそれがないことの確認票

年 月 日

埋立て等事業者に提出する日を記入してください。

本票は、土砂搬入報告書（規則様式第9号）に添付してください。

許可年月日及び許可番号		○年○月○日 許可番号第○○○○号 (埋立て等事業者を確認してください。)
埋立て等区域の位置		□□市○○町 201 番 他 6 筆 (埋立て等事業者を確認し、埋立て等を行っている土地の地番を記載してください。)
土砂発生元	工事等の名称	○○市△△町△△マンション改築工事 (発注者と請負人との間で締結している工事請負契約書に記載の工事名称を記載してください。)
	工事等の施工場所	○○市△△町 20 番 16 (工事請負契約書に記載の、工事を行っている土地の地番を記載してください。)
	工事等の発注者	△□不動産(株) (工事の発注者を記載してください。)
	工事等の発注者における本報告についての担当者	発注者 △□不動産(株) 開発部長 △□建夫 TEL 06-○○○○-○○○○ (工事の発注者の担当者について記載してください。) 請負者 □□建設(株) 現場事務所長 △□一郎 TEL 06-○○○○-○○○○ (あわせて、土砂を発生させた方についても記載することが望ましいです。) (所属、連絡先、役職、担当者名を記載してください。)

提出する調査結果等 (法：土壌汚染対策法、生環条例：大阪府生活環境の保全等に関する条例)		該当欄 に○を 記載
法第 4 条第 1 項に基づく「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」(法施行規則様式第 6 号) 及びその添付書類(※1) であって、同条第 3 項による調査命令が発出されなかったことを確認した記録(※2) を付したもの		
法第 4 条第 3 項の調査命令に対する「土壌汚染状況調査結果報告書」(法施行規則様式第 1 号) 及びその添付書類(※1) で汚染のおそれがないことを確認できるもの		○
生環条例第 81 条の 5 第 1 項に基づく「土地の利用履歴等調査結果報告書」(生環条例施行規則様式第 23 号の 8) 及びその添付書類(※1) で汚染のおそれのないことを確認できるもの		
法第 3 条第 1 項、同条第 8 項又は第 5 条第 1 項に基づく「土壌汚染状況調査結果報告書」(法施行規則様式第 1 号) 及びその添付書類(※1) で汚染のおそれがないことを確認できるもの		
法第 14 条第 1 項に基づく「指定の申請書」(法施行規則様式第 11 号) 及びその添付書類である法第 14 条第 3 項で土壌汚染状況調査とみなされる結果で汚染のおそれがないことを確認できるもの		
生環条例第 81 条の 4 第 1 項に基づく「土壌汚染状況調査結果報告書」(生環条例施行規則様式第 23 号の 3) 及びその添付書類(※1) で汚染のおそれがないことを確認できるもの		
生環条例第 81 条の 4 第 5 項に基づく「土地の利用履歴等調査結果報告書」(生環条例施行規則様式第 23 号の 7 の 2) 及びその添付書類(※1) で汚染のおそれのないことを確認できるもの		
生環条例第 81 条の 4 第 6 項又は第 81 条の 6 第 2 項に基づく「土壌汚染状況調査結果報告書」(生環条例施行規則様式第 23 号の 7 の 3) 及びその添付書類(※1) で汚染のおそれがないことを確認できるもの		
生環条例第 81 条の 6 第 1 項に基づく「土地の利用履歴等調査結果報告書」(生環条例施行規則様式第 23 号の 9 の 2) 及びその添付書類(※1) で汚染のおそれのないことを確認できるもの		
生環条例第 81 条の 6 第 3 項に基づく「土壌汚染状況調査結果報告書(管理有害物質)」(生環条例施行規則様式第 23 号の 10) 及びその添付書類(※1) で汚染のおそれがないことを確認できるもの		
生環条例第 81 条の 21 の 3 に規定する自主調査の関係書類で汚染のおそれがないことを確認できるもの(「土壌汚染に係る報告等に関する大阪府の運用について」(平成 23 年 3 月、大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課) 様式第 2 号及びその添付書類(※1))		
法第 16 条第 1 項の規定に基づく「搬出しようとする土壌の基準適合認定申請書」(法施行規則様式第 15 号) 及びその添付書類(※1) で汚染のおそれがないことを確認できるもの		
生環条例第 81 条の 16 第 1 項に基づく「搬出しようとする土壌の基準適合認定申請書」(生環条例施行規則様式第 23 号の 13 の 13) 及びその添付書類(※1) で汚染のおそれがないことを確認できるもの		
他府県の土壌汚染対策に係る条例等に基づく調査結果など汚染のおそれのないことを確認ができる書類等(大阪府と別途協議すること)		
添付書類	○土壌調査結果(環境計量証明書) (添付書類名について記載してください。)	

(※1) 全ての添付書類を提出してください。 み提出し

(※2) 変更届出書及び合はその書面。書面(ヒアリング先も記載のこと) がある場
記録した
職・連絡

○上の資料のうち、該当する資料(所管行政庁に受理されたものに限る。)があるかどうか、発注者又は元請に確認してください。

○該当するものがあれば、その資料のうち、汚染のおそれがないことを確認できる調査結果などの写しをもらっていただき、それを添付してください。

○あわせて該当する資料の右欄に「○」を、添付書類欄に添付書類名を記載してください。

(注) 土壌汚染対策法等の手続きの詳細については、「土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌汚染に係る調査・対策の手引き」(平成31年4月、大阪府環境農林水産部環境管理室)を参照してください。

搬入土砂の汚染のおそれがないことの確認票

年 月 日

埋立て等事業者に提出する日を記入してください。

本票は、土砂搬入報告書（規則様式第9号）に添付してください。

許可年月日及び許可番号		○年○月○日 許可番号第○○○○号 (埋立て等事業者を確認してください。)				
埋立て等区域の位置		□□市○○町 201 番 他 6 筆 (埋立て等事業者を確認し、埋立て等を行っている土地（残土処分場等）の地番を記載してください。)				
土砂発生元	工事等の名称	○○市△△町△△マンション改築工事 (発注者と請負人との間で締結している工事請負契約書に記載の工事名称を記載してください。)				
	工事等の施工場所	○○市△△町 20 番 1 6 (工事請負契約書に記載の、工事を行っている土地の地番を記載してください。)				
	工事等の発注者	△□不動産(株) (工事の発注者を記載してください。)				
	工事等の発注者における本報告についての担当者	発注者 △□不動産(株) 開発部長 △□建夫 TEL 06-○○○○-○○○○ (工事の発注者の担当者について記載してください。) 請負者 □□建設(株) 現場事務所長 △□一郎 TEL 06-○○○○-○○○○ (あわせて、土砂を発生させた方についても記載することが望ましいです。) (所属、連絡先、役職、担当者名を記載してください。)				
調査方法 (該当する欄に○をつけてください。)		<table border="1"> <tr> <td>土地の利用状況の調査から開始する場合 (第1面～第3面のみ提出してください。 ただし、第3面が不要な場合もあります。)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>最初から発生土砂の土壌調査から開始する場合(第4面へ) (工事等の施工場所の現況が工場又は産業廃棄物処理場の場合もこちらとなります。) (第1面と第4面のみ提出してください。)</td> <td>上に「○」を記載してください。</td> </tr> </table>	土地の利用状況の調査から開始する場合 (第1面～第3面のみ提出してください。 ただし、第3面が不要な場合もあります。)	○	最初から発生土砂の土壌調査から開始する場合(第4面へ) (工事等の施工場所の現況が工場又は産業廃棄物処理場の場合もこちらとなります。) (第1面と第4面のみ提出してください。)	上に「○」を記載してください。
土地の利用状況の調査から開始する場合 (第1面～第3面のみ提出してください。 ただし、第3面が不要な場合もあります。)	○					
最初から発生土砂の土壌調査から開始する場合(第4面へ) (工事等の施工場所の現況が工場又は産業廃棄物処理場の場合もこちらとなります。) (第1面と第4面のみ提出してください。)	上に「○」を記載してください。					
工事等の施工場所の現況		<p>マンションとなっている。 (現況を簡潔に記載してください。)</p> <p>(現況地図、写真を添付してください。)</p>				

第1調査 土地の利用状況調査							
年度 ()内は日付	活用情報(該当するものに○記載) (添付してください。)					土地の利用状況 (工場、産業廃棄物処理場 があり、当該事業者の名 称が判明した場合には、 それ以上遡って調査する 必要はありません。)	
	過去の国土地理院の地図、過去の住宅地図						
	過去の航空写真						
	ヒアリング調査(※1)						
				土地登記簿謄本等	その他		
2015年 (2015.12.24)					○	マンション(現況)	
2010年 (2011.1.12)	○					マンション	
2005年 (2005.5.8)	○					マンション	
2000年 (2000.7.7)	○					マンション	
1995年 (1995.12.2)	○					マンション	
1990年 (1990.7.9)	○					マンション	
1985年 (1985.6.8)	○					マンション	
1980年 (1981.1.21)		○				マンション	
1975年 (1975.10.2)		○				マンション	
1970年 (1970.9.1)		○				田畑	
1965年 (1965.12.3)		○				田畑	
調査結果 (該当する欄に○を つけてください。)	汚染のおそれがないことの確認 とみなせる					○	↑上覧に、工場、産業廃棄物 処理場、その他事業場がな い
	第2調査へ (工場、産業廃棄物処理場)						↑上覧に、工場、産業廃棄 物処理場がある
	第2調査へ (工場、産業廃棄物処理場以外)						↑上覧に工場、産業廃棄物 処理場以外の事業場があ る

・活用した履歴確認方法
に「○」を記入してくだ
さい。
・活用した資料も添付し
てください。
・その結果、判明した土
地利用状況を右欄に
記入してください。

工場や
事業場は
ありません。

(注) 工場、産業廃棄物処理場、その他の事業場の判断については、手引き図表4-12を参照してください。
(※1) 手引き様式第5号その3を利用してください。

搬入土砂の汚染のおそれがないことの確認票

年 月 日
埋立て等事業者に提出する日を記入してください。

本票は、土砂搬入報告書（規則様式第9号）に添付してください。

許可年月日及び許可番号		○年○月○日 許可番号第○○○○号 (埋立て等事業者を確認してください。)	
埋立て等区域の位置		□□市○○町 201 番 他 6 筆 (埋立て等事業者を確認し、埋立て等を行っている土地（残土処分場等）の地番を記載してください。)	
土砂発生元	工事等の名称	○○市△△町△△マンション改築工事 (発注者と請負人との間で締結している工事請負契約書に記載の工事名称を記載してください。)	
	工事等の施工場所	○○市△△町 20 番 1 6 (工事請負契約書に記載の、工事を行っている土地の地番を記載してください。)	
	工事等の発注者	△□不動産(株) (工事の発注者を記載してください。)	
	工事等の発注者における本報告についての担当者	発注者 △□不動産(株) 開発部長 △□建夫 TEL 06-○○○○-○○○○ (工事の発注者の担当者について記載してください。) 請負者 □□建設(株) 現場事務所長 △□一郎 TEL 06-○○○○-○○○○ (あわせて、土砂を発生させた方についても記載することが望ましいです。) (所属、連絡先、役職、担当者名を記載してください。)	
調査方法 (該当する欄に○をつけてください。)		土地の利用状況の調査から開始する場合 (第1面～第3面のみ提出してください。 ただし、第3面が不要な場合もあります。) ○	上に「○」を記載してください。
		最初から発生土砂の土壌調査から開始する場合(第4面へ) (工事等の施工場所の現況が工場又は産業廃棄物処理場の場合もこちらとなります。) (第1面と第4面のみ提出してください。)	
工事等の施工場所の現況		マンションとなっている。 (現況を簡潔に記載してください。) (現況地図、写真を添付してください。)	

第1調査 土地の利用状況調査							
年度 ()内は日付	活用情報 (該当するものに○記載) (添付してください。)					土地の利用状況 (工場、産業廃棄物処理場 があり、当該事業者の名 称が判明した場合には、 それ以上遡って調査する 必要はありません。)	
	過去の国土地理院の地図、過去の住宅地図						
	過去の航空写真						
	ヒアリング調査 (※1)						
				土地登記簿謄本等			
				その他			
2015年 (2015.12.24)					○	マンション (現況)	
2010年 (2011.1.12)	○					マンション	
2005年 (2005.5.8)	○					マンション	
2000年 (2000.7.7)	○					マンション	
1995年 (1995.12.2)	○					マンション	
1990年 (1990.7.9)	○					マンション	
1985年 (1985.6.8)	○					マンション	
1980年 (1981.1.21)	○					マンション	
1975年 (1975.10.2)	○					マンション	
1970年 (1970.9.1)	○		○			□○紡績(株) (工場)	
1965年 (1965.12.3)	○		○			□○紡績(株) (工場)	
調査結果 (該当する欄に○を つけてください。)	汚染のおそれがないことの確認 とみなせる						↑上覧に、工場、産業廃棄物 処理場、その他事業場がな い
	第2調査へ (工場、産業廃棄物処理場)					○	↑上覧に、工場、産業廃棄 物処理場がある
	第2調査へ (工場、産業廃棄物処理場以外)						↑上覧に、工場、産業廃棄物 処理場がある

・活用した履歴確認方法
に「○」を記入してくだ
さい。
・活用した資料も添付し
てください。
・その結果、判明した土
地利用状況を右欄に
記入してください。

工場あり。

・該当するところに「○」を
記入してください。

(注) 工場、産業廃棄物処理場、その他の事業場の判断については、手引き図表4-12を参照してください。

(※1) 手引き様式第5号その3を利用してください。

・地図では「□○紡績(株)」と記載されていたが、単なる事務所なのか、
工場なのか不明だったため、ヒアリングも実施。<記載例2⑦> 参照

第2調査 有害物質の使用状況調査			
有害物質使用 特定施設の届出有無 を確認した 所管行政庁	大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課 (自治体名だけでなく、部局、課名まで記載してください。複数ある場合は全て記載してください。また、回答結果を添付してください。)		・表4の行政庁に問い合わせてください。 ・行政庁からの回答を添付してください。
確認結果 (該当する欄に○をつけてください。)	第3調査へ		届出があった
	汚染のおそれがないことの確認 とみなせる	○	上記以外

・該当するところに「○」を記入してください。

第3調査 土壌調査			
搬入する土砂の量			
検査数(調査数)			
試料(土砂)の採取日と採取者			
検査機関 (環境計量証明事業者の登録番号)			
調査結果 (該当する欄に○をつけてください。)	汚染のおそれがないこと とみなせる (検査結果を添付してください。)		基準(※2)に適合
	汚染のおそれがないこと とみなせない (土砂の受入れはできません。)		基準(※2)に適合せず

汚染のおそれがないことが確認されたので、これらの欄は記載不要です。

(※2) 手引き図表4-14

搬入土砂の汚染のおそれがないことの確認票

年 月 日

埋立て等事業者に提出する日を記入してください。

本票は、土砂搬入報告書（規則様式第9号）に添付してください。

許可年月日及び許可番号		○年○月○日 許可番号第○○○○号 (埋立て等事業者を確認してください。)	
埋立て等区域の位置		□□市○○町 201 番 他 6 筆 (埋立て等事業者を確認し、埋立て等を行っている土地（残土処分場等）の地番を記載してください。)	
土砂発生元	工事等の名称	○○市△△町△△マンション改築工事 (発注者と請負人との間で締結している工事請負契約書に記載の工事名称を記載してください。)	
	工事等の施工場所	○○市△△町 20 番 1 6 (工事請負契約書に記載の、工事を行っている土地の地番を記載してください。)	
	工事等の発注者	△□不動産(株) (工事の発注者を記載してください。)	
	工事等の発注者における本報告についての担当者	発注者 △□不動産(株) 開発部長 △□建夫 TEL 06-○○○○-○○○○ (工事の発注者の担当者について記載してください。) 請負者 □□建設(株) 現場事務所長 △□一郎 TEL 06-○○○○-○○○○ (あわせて、土砂を発生させた方についても記載することが望ましいです。) (所属、連絡先、役職、担当者名を記載してください。)	
調査方法 (該当する欄に○をつけてください。)		土地の利用状況の調査から開始する場合 (第1面～第3面のみ提出してください。 ただし、第3面が不要な場合もあります。) ○	上に「○」を記載してください。
		最初から発生土砂の土壌調査から開始する場合(第4面へ) (工事等の施工場所の現況が工場又は産業廃棄物処理場の場合もこちらとなります。) (第1面と第4面のみ提出してください。)	
工事等の施工場所の現況		マンションとなっている。 (現況を簡潔に記載してください。) (現況地図、写真を添付してください。)	

第1調査 土地の利用状況調査							
年度 ()内は日付	活用情報 (該当するものに○記載) (添付してください。)					土地の利用状況 (工場、産業廃棄物処理場 があり、当該事業者の名 称が判明した場合には、 それ以上遡って調査する 必要はありません。)	
	過去の国土地理院の地図、過去の住宅地図						
	過去の航空写真						
	ヒアリング調査(※1)						
				土地登記簿謄本等			
				その他			
2015年 (2015.12.24)					○	マンション(現況)	
2010年 (2011.1.12)	○					マンション	
2005年 (2005.5.8)	○					マンション	
2000年 (2000.7.7)	○					マンション	
1995年 (1995.12.2)	○					マンション	
1990年 (1990.7.9)	○					マンション	
1985年 (1985.6.8)	○					マンション	
1980年 (1981.1.21)	○					マンション	
1975年 (1975.10.2)	○					マンション	
1970年 (1970.9.1)	○					マンション	
1965年 (1965.12.3)	○					□○皮革工業(株)第一工場	
調査結果 (該当する欄に○を つけてください。)	汚染のおそれがないことの確認 とみなせる						↑上覧に、工場、産業廃棄物 処理場、その他事業場がな い
	第2調査へ (工場、産業廃棄物処理場)					○	↑上覧に、工場、産業廃棄 物処理場がある
	第2調査へ (工場、産業廃棄物処理場以外)						↑上覧に工場、産業廃棄物 処理場以外の事業場があ る

・活用した履歴確認方法
に「○」を記入してく
ださい。
・活用した資料も添付し
てください。
・その結果、判明した土
地利用状況を右欄に
記入してください。

工場あり。

(注) 工場、産業廃棄物処理場、その他の事業場の判断については、手引き図表4-12を参照してください。

(※1) 手引き様式第5号その3を利用してください。

・地図では「□○皮革工業(株)第一工場」と記載されており、工場であるこ
とが確認できるため、ヒアリング等は不要。

第2調査 有害物質の使用状況調査			
有害物質使用 特定施設の届出有無 を確認した 所管行政庁	大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課 (自治体名だけでなく、部局、課名まで記載してください。複数ある場合は全て記載してください。また、回答結果を添付してください。)		・表4の行政庁に問い合わせてください。 ・行政庁からの回答を添付してください。
確認結果 (該当する欄に○をつけてください。)	第3調査へ	<input type="radio"/>	届出があった
	汚染のおそれがないことの確認 とみなせる		・該当するところに「○」を記入してください。

第3調査 土壌調査			
搬入する土砂の量	2,000 m ³		
検査数(調査数)	3件 調査項目は六価クロム化合物のみ (「工場」なので、表6により900 m ³ 毎に調査。 そのため、2,000 = 900 + 900 + 200 の3件調査実施。)		
試料(土砂)の採取日と採取者	採取日: 年 月 日 採取者: ○○リサーチ(株)		
検査機関 (環境計量証明事業者の登録番号)	○○リサーチ(株) 【登録番号○○○】		
調査結果 (該当する欄に○をつけてください。)	汚染のおそれがないことの確認 とみなせる (検査結果を添付してください。)	<input type="radio"/>	基準(※2)に適合 ・該当するところに「○」を記入してください。
	汚染のおそれがないことの確認 とみなせない (土砂の受入れはできません。)		基準(※2)に適合せず

(※2) 手引き図表4-14

【注】土壌調査の結果、汚染が確認された場合(表5の基準不適合の場合)には、土砂を搬入することはできません。土砂の発生場所の土地所有者等が関係機関に相談するなどの適切な対応をとれるよう促してください。

搬入土砂の汚染のおそれがないことの確認票

年 月 日

埋立て等事業者に提出する日を記入してください。

本票は、土砂搬入報告書（規則様式第9号）に添付してください。

許可年月日及び許可番号		○年○月○日 許可番号第○○○○号 (埋立て等事業者を確認してください。)	
埋立て等区域の位置		□□市○○町 201 番 他 6 筆 (埋立て等事業者を確認し、埋立て等を行っている土地（残土処分場等）の地番を記載してください。)	
土砂発生元	工事等の名称	○○市△△町△△マンション建築工事（発注者と請負人との間で締結している工事請負契約書に記載の工事名称を記載してください。)	
	工事等の施工場所	○○市△△町 20 番 16 (工事請負契約書に記載の、工事を行っている土地の地番を記載してください。)	
	工事等の発注者	△□不動産(株) (工事の発注者を記載してください。)	
	工事等の発注者における本報告についての担当者	発注者 △□不動産(株) 開発部長 △□建夫 (工事の発注者の担当者について記載してください。) TEL 06-○○○○-○○○○ 請負者 □□建設(株) 現場事務所長 △□一郎 TEL 06-○○○○-○○○○ (あわせて、土砂を発生させた方についても記載することが望ましいです。) (所属、連絡先、役職、担当者名を記載してください。)	
土壌調査			
搬入する土砂の量		3,000 m ³	
検査数（調査数）		2 件 (現況はガソリンスタンド（廃業済み）であり、「工場・産廃処理場以外の事業場」なので、表 7 により 2,500 m ³ 毎に調査。そのため、3,000 = 2,500 + 500 の 2 件調査実施。) ・表 5 の全項目を調査	
試料（土砂）の採取日と採取者		採取日： 年 月 日 採取者：○○リサーチ(株)	
検査機関 (環境計量証明事業者の登録番号)		○○リサーチ(株) 【登録番号○○○】	
調査結果 (該当する欄に○をつけてください。)	汚染のおそれがないことの確認とみなせる (検査結果を添付してください。)	○	基準(※1)に適合 ・該当するところに「○」を記入してください。
	汚染のおそれがないことの確認とみなせない		基準(※1)に適合せず

【注】土壌調査の結果、汚染が確認された場合（表 5 の基準不適合の場合）には、土砂を搬入することはできません。土砂の発生場所の土地所有者等が関係機関に相談するなどの適切な対応をとれるよう促してください。

搬入土砂の汚染のおそれがないことの確認票

年 月 日

埋立て等事業者に提出する日を記入してください。

本票は、土砂搬入報告書（規則様式第9号）に添付してください。

許可年月日及び許可番号		○年○月○日 許可番号第○○○○号 (埋立て等事業者を確認してください。)	
埋立て等区域の位置		□□市○○町 201 番 他 6 筆 (埋立て等事業者を確認し、埋立て等を行っている土地 (残土処分場等) の地番を記載してください。)	
土砂発生元	工事等の名称	ストックヤード	
	工事等の施工場所	○○市△△町 20 番 1 6 (ストックヤードの土地の地番を記載してください。)	
	工事等の発注者	(株)□□土砂中継会社 (ストックヤード事業者を記載してください。)	
	工事等の発注者における本報告についての担当者	(株)□□土砂中継会社 管理部長 △□一郎 TEL 06-○○○○-○○○○ (所属、連絡先、役職、担当者名を記載してください。)	
土壌調査			
搬入する土砂の量		3,000 m ³	
検査数 (調査数)		2 件 (表 8 により 2,500 m ³ 毎に調査。 そのため、3,000 = 2,500 + 500 の 2 件調査実施。)	
試料 (土砂) の採取日と採取者		採取日: 年 月 日 採取者: ○○リサーチ(株)	
検査機関 (環境計量証明事業者の登録番号)		○○リサーチ(株) 【登録番号○○○】	
調査結果 (該当する欄に○をつけてください。)	汚染のおそれがないことの確認 とみなせる (検査結果を添付してください。)	○	基準 (※1) に適合 ・該当するところに「○」を記入してください。
	汚染のおそれがないことの確認 とみなせない (土砂の受入れはできません。)		基準 (※1) に適合せず

(※1) 手引き図表4-14

【注】土壌調査の結果、汚染が確認された場合 (表 5 の基準不適合の場合) には、土砂を搬入することはできません。土砂の発生場所の土地所有者等が関係機関に相談するなどの適切な対応をとれるよう促してください。

土砂の発生場所に関するヒアリング票

土砂発生元	工事等の名称	〇〇市△△町△△マンション改築工事 (発注者と請負人との間で締結している工事請負契約書に記載の工事名称を記載してください。)
	工事等の施工場所	〇〇市△△町 20 番 16 (工事請負契約書に記載の、工事を行っている土地の地番を記載してください。)
	工事等の発注者	△□不動産(株) (工事の発注者を記載してください。)
	工事等の発注者における本報告についての担当者	発注者 △□不動産(株) 開発部長 △□建夫 TEL 06-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (工事の発注者の担当者について記載してください。) 請負者 □□建設(株) 現場事務所長 △□一郎 TEL 06-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (あわせて、土砂を発生させた方についても記載することが望ましいです。) (所属、連絡先、役職、担当者名を記載してください。)
ヒアリング結果	実施日	年 月 日 (ヒアリングした日を記載してください。)
	実施者	発注者 △□不動産(株) 開発部長 △□建夫 (ヒアリングを実施した人 TEL 06-〇〇〇〇-〇〇〇〇 人を記載してください。) (所属、連絡先、役職、担当者名を記載してください。)
	ヒアリング対象者	△△町自治会長 □△太郎氏 (ヒアリングの対象者を記載してください。)
	ヒアリング対象者の選定理由	1950 年生まれで、以降、当該地に継続して居住しており、1965 年以降のことを熟知しているため。 (ヒアリングの対象とする理由を記載してください。1965 年当事のことを熟知していることが必須です。)
	事業場の有無	工場があった。
	事業場があった場合、その事業場の名称	□〇紡績(株) (工場)
	当該事業場で行っていた事業	原料繊維から糸を製造していた。
有害物質の使用の有無 (図表 4-14 に掲げる有害物質)	不明	
土壌汚染に関するその他の事項	—	
その他参考となる情報	私が生まれた 1950 年ごろは紡績工場であった。 万博を機に工場は閉鎖し、マンションが建設された。	

ヒアリングした内容を簡潔に記載してください。

(※) 参考資料がある場合は添付してください。

《関係規定 一抜粋》

○大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例（平成26年大阪府条例第177号）

（目的）

第1条 この条例は、土砂埋立て等に関する府、土砂埋立て等を行う者、土砂を発生させる者及び土地の所有者の責務を明らかにするとともに、土砂埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。

（土砂を発生させる者の責務）

第5条 土砂を発生させる者は、建設工事に伴う土砂の発生を抑制し、発生させた土砂の有効な利用の促進に努めるとともに、発生させた土砂により不適正な土砂埋立て等が行われることのないよう土砂の適正な処理に努めなければならない。

（土砂の搬入の報告）

第15条 第7条の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域に土砂を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該土砂の発生場所及び当該土砂の汚染のおそれがないことを確認しなければならない。

2 第7条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、前項の規定により確認した結果を知事に報告しなければならない。

○大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成27年大阪府規則第81号）

（土砂の搬入の報告）

第15条 条例第15条第1項の規定による土砂の発生場所の確認は、当該土砂の発生場所ごとに、土地の所有権その他の権原に基づき当該土砂を発生させる者が発行する土砂発生元証明書（様式第8号）により行わなければならない。

2 条例第15条第1項の規定による土砂の汚染（土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）別表第四又は別表第五の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ別表第四又は別表第五の下欄に定める要件に適合しないことをいう。以下この条において同じ。）のおそれがないことの確認は、当該土砂の発生場所ごとに、土壌汚染対策法第三条第一項又は大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の4第1項若しくは第81条の5第1項の規定による調査の結果を記載した書面その他の同法若しくは同条例の規定による手続に係る書面であって知事が別に定めるものにより行わなければならない。

3 前項の規定により難いときは、条例第15条第1項の規定による土砂の汚染のおそれがないことの確認は、前項の規定にかかわらず、知事が別に定めるところにより、当該土砂の発生場所の土地の利用状況等の調査の結果又は土壌汚染対策法施行規則別表第四の上欄に掲げる特定有害物質の種類区分ごとの土壌溶出量調査の結果及び同令別表第五の上欄に掲げる特定有害物質の種類区分ごとの土壌含有量調査の結果を記載した書面により行わなければならない。

4 条例第15条第2項の規定による報告は、同条第1項の規定による確認後、土砂を搬入する前に、第1項の土砂発生元証明書（様式第8号）及び第2項又は前項の確認に係る書面を添付して土砂搬入報告書（様式第9号）を提出して行わなければならない。

【お問い合わせ先】

■ 北部エリア（豊中市・池田市・吹田市・高槻市・茨木市・箕面市・摂津市・島本町・豊能町・能勢町）

大阪府 北部農と緑の総合事務所 みどり環境課 茨木市中穂積 1-3-43（三島府民センタービル内） 電話：(072)627-1121(代)

■ 中部エリア（大阪市・守口市・枚方市・八尾市・寝屋川市・大東市・柏原市・門真市・東大阪市・四條畷市・交野市）

大阪府 中部農と緑の総合事務所 みどり環境課 八尾市荘内町 2-1-36（中河内府民センタービル内） 電話：(072)994-1515(代)

■ 南河内エリア（富田林市・河内長野市・松原市・羽曳野市・藤井寺市・大阪狭山市・太子町・河南町・千早赤阪村）

大阪府 南河内農と緑の総合事務所 みどり環境課 富田林市寿町 2-6-1（南河内府民センタービル内） 電話：(0721)25-1131(代)

■ 泉州エリア（堺市・岸和田市・泉大津市・貝塚市・泉佐野市・和泉市・高石市・泉南市・阪南市・忠岡町・熊取町・田尻町・岬町）

大阪府 泉州農と緑の総合事務所 みどり環境課 岸和田市野田町 3-13-2（泉南府民センタービル内） 電話：(072)439-3601(代)

■ 全般

大阪府 みどり推進室 森づくり課 保全指導グループ 大阪市住之江区南港北 1-14-16（咲洲庁舎 22 階） 電話：(06)6941-0351(代)

■ ホームページ <http://www.pref.osaka.lg.jp/midori/dosyajourei/index.html>（みどり推進室森づくり課 HP）